「

質量計	基準分銅 基準はかり		少なくとも一般計量士一名以上を置くものとし、その他の者については、次のいずれかに該当すること。 一　一般計量士 二　独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の「短期計量教習」以上を修了した者で、指定に係る実務経験が一年以上の者	二名
皮革面積計	基準面積板 周速度計			二名

」に改める。

別表第二ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。）の項中「基準ベックマン温度計」を削り、同表ボンベ型熱量計の項及びユンケルス式流水型熱量計の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

告　示

○金融庁法務省財務省告示第四号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年一月金融庁法務省財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範
法務大臣　千葉　景子
財務大臣　菅　直人

「ワコビア　バンク　ナショナル　アソシエーション　アメリカ合衆国　ペンシルバニア州　フィラデルフィア市　サウス　ブロード　ストリート　百二十三」を削り、フィフス　サード　バンクの項の次に次のように加える。

ジェー・ピー・モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エスエー	ルクセンブルグ大公国　セニンガーバーグ市　ルート　デ　トレヴェ　六
ジェー・ピー・モルガン（スイス）エスエー	スイス連邦　ジュネーブ市　ルー　デ　ラ　コンフェデレーション　八
ジェー・ピー・モルガン・バンク(アイルランド)ピーエルシー	アイルランド　ダブリン市　ジェー・ピー・モルガン　ハウス　インターナショナル　フィナンシャル　サービス　センター
スタンダード　チャータード　バンク（ホンコン）リミテッド	中華人民共和国　香港特別行政区　デ・ボー・ロード・セントラル　四―四　エー
バンカ　ポポラーレ　ディ　ソンドリオ　ソシエタ　コーペラティーバ　ペル　アジオニ	イタリア共和国　ソンドリオ市　ピアッツァ　ガリバルディ　十六

○総務省告示第二百二十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第四号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定め、平成二十二年七月一日から適用する。

なお、平成二十一年総務省告示第二百九十二号（電波法施行規則第七条第四号の規定に基づく特定実験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）は、平成二十二年六月三十日限り廃止する。

平成二十二年五月三十一日

総務大臣　原口　一博

使用可能期間	使用可能地域	周波数の範囲（注1）	等価等方輻射電力（注2）	備考
平成22年7月1日から平成24年6月30日まで	関東総合通信局管内	151.862 MHz から 151.878 MHzまで	10W以下	
		411.935 MHz から 411.985 MHzまで	5W以下	
	中国総合通信局管内	2635MHzから2645MHzまで	500W以下（空中線電力は10W以下に限る。）	陸上での使用に限る。広島県及び岡山県に限る。
	九州総合通信局管内	75GHzから76GHzまで	0.1W以下	
平成22年7月1日から平成25年6月30日まで	北海道総合通信局管内	12.8GHzから12.95GHzまで	1W以下	
		17.1GHzから17.25GHzまで	1W以下	
		19.52GHzから19.58GHzまで	1W以下	
		21.45GHzから21.5GHzまで	1W以下	
		21.7GHzから22GHzまで	1W以下	
		27GHzから27.01GHzまで	1W以下	
		32.05GHzから33.25GHzまで	1W以下	
		38.06GHzから38.12GHzまで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、39.06 GHzから39.12 GHzまでの周波数帯と対とする。
		39.06GHzから39.12GHzまで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、38.06 GHzから38.12 GHzまでの周波数帯と対とする。
		39.625GHzから40.375GHzまで	0.1W以下	
		42GHzから42.5GHzまで	2000W以下（空中線電力は5W以下に限る。）	陸上での使用に限る。
		44.1GHzから44.8GHzまで	2000W以下（空中線電力は5W以下に限る。）	